

## 入札告示

札幌市告示第 4954 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）の規定に基づいて告示する。

令和 4 年 12 月 8 日

札幌市長 秋 元 克 広



記

### 1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市環境局環境事業部施設管理課 電話 011-211-2922 FAX 011-218-5105

メールアドレス : seiso-shisetsukanri@city.sapporo.jp

### 2 入札に付する事項

#### (1) 件 名

ア 令和 5 年度札幌市発寒清掃工場余剰電力売却

イ 令和 5 年度札幌市駒岡清掃工場余剰電力売却

ウ 令和 5 年度札幌市白石清掃工場余剰電力売却

(2) 特 質 等 入札説明書による。

(3) 供給期間 令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 31 日

#### (4) 売却予定電力量

ア 14,580,400 kWh

イ 9,820,600 kWh

ウ 53,597,300 kWh

#### (5) 入札方法

入札は、当局が提示する予定売却電力量の対価を入札者が見積もった単価に従って計算した総額で行う。入札金額は、仕様書等に示した月ごとの予定売却電力量に対して、入札者が当局の提示する単価区分ごとに設定した単価に基づき、計算した合計金額の 100/110 に相当する金額を入札書に記入すること。

なお、各月の電力量料金の月額小計に 1 円未満の端数があるときは、その全部を切り捨てた金額を記入する。

### 3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が「電力業」に登録されている者であること。
- (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号の規定に基づく小売電気事業者として登録を受けた者、又は登録申請が完了している者。ただし、登録申請が完了している者は、入札までに小売電気事業者として登録を受けること。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出方法  
上記1に掲げる場所に持参又は送付により提出すること。
- (2) 入札説明書の交付方法  
上記1の場所にて交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。<https://www.city.sapporo.jp/seiso/topics/keiyaku/2023yojoudenryoku.html>
- (3) 入札書の受領期限  
令和5年1月13日(金)17時00分(送付の場合は必着のこと。)
- (4) 開札の日時及び場所  
日時 令和5年1月16日(月)16時00分  
場所 札幌市本庁舎13階 環境局施設管理課事務室(札幌市中央区北1条西2丁目)
- (5) 契約条項を示す場所及び問い合わせ場所 上記1に同じ

### 5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、落札金額(仕様書等に示した予定数量に契約単価を

乗じて得た金額の合計。)の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を受領期限までに提出しなければならない。このほか、関係職員の求めに応じ、上記3に掲げる入札参加資格を証する書類その他関係書類を求められた場合は、入札書を受領期限内に提出しなければならない。

また、入札者は、開札までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格以上で、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。